

件名	会計年度任用職員の給与等に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日公布、令和2年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため制定

1 会計年度任用職員の給与の種類

(1) 第1号会計年度任用職員（パートタイムの職員）

①基本報酬

②手当に相当する報酬 各種手当（地域手当・特殊勤務手当・超過勤務手当・休日給・夜勤手当・宿直手当、日直手当・初任給調整手当）に相当するもの

③期末手当

(2) 第2号会計年度任用職員（フルタイムの職員）

①給料

②手当 地域手当・通勤手当・特殊勤務手当・特勤手当・へき地手当・超過勤務手当・休日給・夜勤手当・宿直手当・日直手当・初任給調整手当・定時制通信教育手当・義務教育等教員特別手当・期末手当

2 第1号会計年度任用職員の報酬・期末手当

(1) 基本報酬 職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職員の給料の額との権衡を考慮して、職種別の上限額を超えない範囲内で決定

(2) 手当に相当する報酬 一般職員と同様の基準により算出した額を報酬として支給

(3) 期末手当 任期が6月以上・週当たりの勤務時間が15時間30分以上の者について、一般職員と同様の基準により支給

3 第1号会計年度任用職員の費用弁償 一般職員との権衡を考慮して、通勤に要する費用及び公務による旅行に要する費用を弁償

4 第2号会計年度任用職員の給料・手当

(1) 給料 職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職員の給料の額との権衡を考慮して、職種別の上限額を超えない範囲内で決定

(2) 期末手当以外の手当 一般職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により支給

(3) 期末手当 任期が6月以上の者について、一般職員と同様の基準により支給

5 その他会計年度任用職員の給与の支給に関する事項

給与の定日支給、勤務しない場合における給与の減額等の規定を整備

6 附則による条例改正

特殊勤務手当に相当する報酬について、一般職員の条例の規定を適用するための改正

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(2) 教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

} 題名改正：特殊勤務手当等 など

施行日 令和2年4月1日